

紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、乾燥した紀州材（以下「乾燥紀州材」という。）の生産体制を支援するとともに、乾燥紀州材を使用した良質な木造住宅（以下「乾燥紀州材の家」という。）の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、乾燥紀州材の家を建築しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者及び補助対象事業）

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、県内に自ら居住するための乾燥紀州材の家を建築しようとする者とし、補助金交付の対象となる事業は、構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して専用・併用住宅（建売住宅を除く。）を建築しようとするもの又は構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して既存の住宅の全部又は一部を増改築しようとするもので、補助金の交付を申請する年度の2月末日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とする。

（交付の対象経費及び補助金の限度額等）

第3条 補助金交付の対象経費並びに補助金の額の算定方法及び限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助金の額の算定方法及び限度額
構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として、乾燥紀州材を使用するために要する経費	（算定方法） 左記の材積に、1 m ³ 当たり20,000円を乗じた金額 （限度額） 1棟当たり200,000円とする

（事業申込書の添付書類の様式等）

第4条 補助事業を実施しようとするものは、別に定める提出期限までに次の書類を知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業申込書	別記第1号様式	正1部（提出用） 副1部（提出用） 申請者保管用1部	別に定める
事業計画書及び 収支予算書	別記第2号様式		

(事業申込みの取下げ)

第5条 事業申込みを取り下げる場合は、事業申込み取下げ書(別記第3号様式)を第6条の補助金交付申請書の提出期限までに知事に届け出なければならない。

この場合において、当該提出期限までに補助事業の完了が見込めないと判断される場合には、事業申込みを取り下げたものとみなす。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	別記第4号様式	提出用 1部	2月末日 (休日の場合はその翌日とする。)
紀州材認証システムの実施について(平成15年制定)又は紀州材認証システム実施要綱(平成22年制定)に基づく紀州材証明書(補助対象事業において使用した乾燥紀州材に係るものに限る。)	別に定める。	申請者保管用 1部	
写真			
関係書類			

(交付決定及び額の確定)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付決定及び規則第14条に規定する補助金の額の確定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

ただし、規則第22条の規定により、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、省略する。

(現地調査等の協力義務)

第8条 事業申込書を提出した者は、知事が規則第14条に規定する調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(紀州材の需要拡大に係る協力依頼)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者に対し、アンケートの協力及び補助金の交付の対象となった乾燥紀州材の家を、紀州材の需要拡大にかかるPR等に活用することについて、協力を依頼することができるものとし、依頼の内容については、補助金の交付を受けた者と協議の上、決定するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別

に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 木の国安心の住まい・乾燥紀州材支援事業（木の国・乾燥紀州材の家づくり支援事業）実施要綱（平成15年制定）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、旧要綱にかかる平成15年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度森を育む紀州材の家づくり支援事業補助金から適用する。
- 2 この要綱による改正前の「紀州材健康の家づくり支援事業補助金交付要綱」に係る平成18年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の森を育む紀州材の家づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。